

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民事訴訟法			

評価(ABCD)

A

設問1 (以下、引用各文は民事訴訟法)

1. 本件訴訟物は、XとYに締結する賃貸借契約の終了に際して、
本件建物明渡請求権であるところ、Xは、請求原因として「正
当の事由」(借地借家法28条)の補完として、12005年の立退料を
支払う用意がある旨の主張がなされている。/ 一方、被告Yは、裁判
所は、「正当の事由」の補完として金額を20005円とし、引渡給
付判決することか否かを争う。/ 「申し立て224条の事項(246条)
および主張している旨の主張が問題となる。

2. 仮分擔主義

(1) 仮分擔主義とは、訴訟の開始・訴訟物の没主・訴訟の終了等に
ついて当事者の自主的判断に委ねる建前をいう。/ この趣意は私
的自治の原則による訴訟上の反映、当事者間の不意打ちを防止する
点にある。そこで、原告の意思に合致し、被告の不意打ちになら
ない場合には、算的一部認容判決として、「申し立て224条の事項」
にあてるとなると解される。

(2) 本件Xは、立退料12005円の支払を前掲に本件建物の明渡請
求としているところ、Xの請求を~~棄却~~全部棄却するのではなく、立退料
の増減の程度いかんによつて、Xの意思に合致する。また、Y
はより多くの立退料を得ることか否かを争う。Yの不意打ちにな
らうまい。

したがって、裁判所の親明(149条)等により、12005円以上の金
額を支払わないというXの意思が明らかな場合には特別、判
決は仮分擔主義に違反しない。

(4) よって、Xの意思に明らかに反しない限り、裁判所は20005円の立
退料の支払へと引換えに認容判決すること。/ 「申し立て224条の
事項」にあてるとなう。

3. 并論主義

訴訟物

算的一部認容判決
に当たることは
認め172544
1001143469

原告の合理的費用
に相当するものか
個別的费用に
相当するものは
ないと思われる

1 ページ

裏面へ

い) 弁論主義とは、事実の主張・証拠収集・提出に当事者の自主的判斷に委ねる建前という。その趣旨は、私的争訟の原則に基づき訴訟上の反映、当事者に関与不意打ちを防止する点にある。この趣旨から当事者が主張していない事実を判決の基礎としなさいまいという第1原則が導かれる。元来、事実とは、法的効果の基判的に必要な主要事実をさす。

なぜ弁論主義の問題になるのか
証拠が自由に
ないから

(2) 本件「正当な理由」は、本件建物への明渡請求という法的効果の判斷に必要な主要事実であるところ、この「正当な理由」は法的評價に伴うものだから、不意打ち防止の観点からこれを基礎付ける具体的事実が主要事実であると解される。Xは、立退料支払いの主張をその具体的な事実として主張されているが、金額は1200万円としており、2000万円とはしていない。しかし、金額のズレが小さいから不意打ちにはあたらないと考へられ、1200万円と2000万円とでは大きなズレにあたらない。裁判所としては、裁量的説明として、Xは「2000万円として支払う意思はあるが、貸借を行使することや望みしいか、行使しなかったことから直ちに弁論主義に反することはあたらない。

したがって、2000万円を認定しても弁論主義違反にはあたらない。

(3) 立退料は、明渡請求の法的効果を障害する抗弁抗弁弁にあるため、Yからの抗弁主張が必要となるところ、本件はXからなされている。つまり場合、当事者の主張していない事実にあたるか問題となるも、あたらないと解する。

なぜなら、弁論主義は当事者と裁判所の役割分担の規律であって、一方当事者から主張されたい不意打ちにあたらないため、判決の基礎とすることができるところである(主張責任の原則)。

(4) よって、裁判所は、2000万円の立退料を判決の基礎とすることはできない。

以上により、本判決は許される。

設問2

1. 裁判所は、設問1とは逆に、Xの主張している額を(仮)1200万円と

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

科 目 名	区 分	学籍番号(在学時)	氏 名
民学思想史			

評価(ABCD)

8005内271換給付決定を以て242。222。疑問120起
つた規程に照し、及び自主的および弁論主義に違反し
ていかに検討す。

2. 积分法主类

5) したがって、上記のとおりであるから、「申し立ての費用」にあたるものとして、処分決定の通知に添付された処分決定書に添付された処分決定書の写しを提出するものとする。

$y_1 = 4.17$ 不飽和
 $y_2 = 4.0$ 飽和
 $c = 7.2$

よ、2,800万円と決定し、判決事項とするときは、「申し立ての
ない事項」にあたり、処分権主権違反となる。

3. 并论主判

15 設問1では、たいてい、金額のズレばかりで、金額が不意打ちにはあらずといふことが、よくある。1200円と800円とで、大差がズレにあたり、また、計量的説明と弁論主義との関係は設問1の通りである。

よ2. 8005月を~~延~~期することは弁論主義に違反しない。

4. 以上により、本判決は平均主義に違反するため、許されずい。

質問 3

1. Yの請求が認められるから、「2500万円を支払え」と引換
えに「既判力(114条1項)が生じ、請求拒却とならう」と
述べている。そこで、既判力が生じる範囲の問題となる。

25 2. 既判力とは、確定判決の通用性あるいは拘束力といふこと
る。「主文に包含」，すなわち判決主文で示された訴訟物たる
争点・法律関係の存否の判断に及ぶ。

3 ページ

裏面へ

10 本件訴訟物は、XのYに対する賃貸借契約の終了に基き、
本件建物の明渡請求であるから、既判力はその存在に生じ、
2500平方メートルの支払いと引換えに」の部分には生じない。

もっともYとLは、主文に示された以上、既判力に基づき
5 3効力があると反論することゝ考へられる、

しかし、「支払いと引換えに」と主文で掲げらる趣意は、建物
執行開始要件（民事執行法31条1項）とL2疑義が生じな
いようにすることにある、

したがって、既判力に基づき効力は認められない。

10 3. そうだとL2も、本件Yは、自ら本件建築物を退去し、明渡す
という先履行をしていながら、Xに対し立退料の支払請求
が認められたいとすることゝ、あまりにも公平に反する。

10 2. 引換給付判決がなされた帰結として、賃貸人の
立退料支払の申込みと賃借人の承諾があったこととを檢
15 査し、無名契約が成立したと看するべきである。

本件裁判所は、2500平方メートルの立退料と引換えに本件建物
の部分の明渡を命じる判決をしていす。これにより、賃
貸人Xの2500平方メートルの立退料支払の申込みと賃借人Yの承
諾が擬制される。

20 したがって、XY間には無名契約が成立する。

4. 以上により、Yは、無名契約に基づき債権的請求権と
しての立退料支払請求も訴訟物として、Xに対し、訴え
提起（133条）することゝ認められる。

以上

25 非常にFC書いていて文章も読みやすいので。

この調子で頑張る、12月2日

（公平）

FC 場所が2700平方メートル

理屈は17は
みりけるが
Tは無いが

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

B

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民事訴訟法			

[問い]1

1. 裁判所は立退と引換えに正当事由の補完として2000万円の支払いを命じる判決を出そうとしている。しかし、原告であるXは正当事由の補完のため、1200万円の支払いを申し出ていることから、これを800万円超えるような上記の判決をすることができるか。処分権主義の観

5 点から問題になるため、以下検討する。

2. Xは本件建物の賃貸借部分の明渡を求める訴訟を提起している。訴訟物とは請求において主張されている権利関係それ自体を指すところ、本件では本件建物の賃貸借契約の終了に基づく明渡請求権がそれにあたる。また、借地借家法28条は建物賃貸借契約の更新拒絶について、「財産上の給付」をする旨の申し出などを加味して「正当の事由」があると認められる

訴訟物の場所が
正当事由に該当

10 場合にこれを認めている。本件におけるXの1200万円の支払の申し出はこれにあたりと解される。そして、民事訴訟法(以下省略)246条は、裁判所が当事者の申立てに拘束される旨の規定を定めている。そこで、本件でも、1200万円の支払いをすることが当事者の「申し立て」にあたるかどうかはまず問題になる。この点、上記の通り1200万の支払の申し出は訴訟物には当たらないため、「申し立て」には含まれないようにも思われる。そこでこの点について

「申し立て」の範囲
訴訟物の範囲に
入る

15 検討すると、246条の定める申立拘束は処分権主義に由来するものであり、処分権主義の根拠は、私人間の紛争は当事者間の私的自治に委ねられるべきであり、当事者間の水平領域に裁判所が介入すべきではないとの点に求めることができる。この点、1200万円の支払の申し出は、訴訟物それ自体ではないものの、原告の被告に対する請求に含まれているのであるから、「申し立て」に含まれると解する。

申し立ての範囲
訴訟物の範囲に
入る

20 3. そうすると、原告が1200万円の支払いを申し出ているところ、それを800万円超過した支払いを命じることは、上述の申立拘束の趣旨に反し、裁判所はかかる判決をすることはできないようにも思われる。しかし、裁判所は2000万円の支払と引換えに、本件建物の明渡を命じる判決をすることを検討している。つまり、訴訟物である上記の明渡請求については、これを認める判決を出そうとしているのである。そうすると、原告であるXにとっては、たとえ800万円超過する金額であったとしても、請求の一部分だけが棄却され、その他の部分は認容されているに等しい。すなわち、800万円超過するとしても、その判決は、Xの申し立てに含まれていると考えることができる。また、当処理よりも立ち退き料を増額されるのであるから、Yにとっても

原告の合理的範囲
に合致する
請求は認めら
れる

ページ

裏面へ

不利益ではない。また、「正当の事由」は社会通念から相当と考えられるかを判断するものであるから、公序良俗に関する判断に類するものとして、裁判所が当事者の申し出た金額をこえて判断することも妥当であるといえる。

4. 以上から、裁判所は、2000万円と引換えに本件建物の明渡を命じる判決をすることも許されるといえる。

〔問い〕2

1. 本問では、問い1とは異なり、裁判所が800万円の支払いを命じることができるかが問題になる。そこで、問い1で述べた申立拘束(246条)の趣旨からこの点を判断する。

2. 本件でXは、1200万円の支払いを申し立てているのである。そうすると、それよりも400万円少ない立退料と明け渡しを命じる判決は、Xの申立てよりも大きな内容の判決を下すことになり、申立拘束に反する。また、被告にとっても、明渡の判決が出る場合には少なくとも1200万円は支払われると期待しているため、このような判決は被告の正当な期待を害することにもなる。

3. 以上から、800万円の支払と引換えに本件建物部分の明渡を命じる判決をすることは246条に反して許されない。

〔問い〕3

1. YはXに対して立退料の支払いを求めて訴えを提起した。Yの請求が認められるかどうかは、裁判所が2500万円の支払と引換えに本件建物部分の明渡を命じる判決(以下、本件前訴)の判決の効力が上記の訴えに及ぶかどうかによるため、以下この点を検討する。

2. 既判力は主文に包含するものに及ぶ(114条1項)。そこで本件前訴における立退料の支払がこれに含まれるのかがまず問題になる。この点、立退料の支払は訴訟物それ自体ではないため、その部分に既判力が生じるとは考え難い。もっとも、その理由中の判断であったとしても、いわゆる争点効が発生する場合においては、本件前訴における2500万円の支払の効力がYのXに対する立退料の支払を求める訴えにも及ぶと解される。争点効の発生要件は、その事項が前訴で争点となっていること、当事者がその点について主張立証をつくし、裁判所がこれについて判断をしたこと、前訴の係争利益がこれを援用する訴訟のそれ以上のものであること、援用することである。この点、本件前訴においても2500万円の支払の妥当性についてXY間が主張立証を尽くし、前訴裁判所においてそれを判断したのであればそれを援用することでその効力が及ぶと考えられる。よって、本件の訴えにおいてXが立退料の支払を拒むことは許されないようにも思われる。

3. しかし、そもそも立退料は将来のある時点においてなされるであろう立退に対して支払われるものであり、物価や地価の変動、景気の変動によりその価格が変わりうることは当初から予定されているともいえる。そうすると、その金額が変化することがあらかじめ組み込まれてるとして、争点効を内在的に弛緩させることが考えられる。また、当初の金額が変更されうるものであることから、本件前訴の立ち退き料を明示の一部請求であったと考え、地価の変動等により変更した立退料について前訴の判決効が及ぶことは無いと考えることもありうる。
4. 以上の点を本件についてみると、Yはすでに本件建物から任意に退去しているが、本件前訴判決から立ち退きまでに物価の著しい低下があった場合には、適切な立退料も変化していると考えられることから、本件前訴の2500万円の支払を命じる判決効はYの訴えの訴訟物には及ばない。
5. 以上から、Yの請求は認められない。
以上

客案作おつたかよて17-0

裁判1.212 Jc 即座エ47212 認いて11.

「この点」「手付けは」等の記載は「Jc20意味も通い」ので、か2'カ2'
記載する必要はないと思ふ。290

この判子が頑張、7'12'211。た後17...290

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民事訴訟法			

評価(ABCD)
B

第1. 問い1 2つ12.

1. Xは、~~訴~~本件建物^の賃貸借部分について、その明渡しを求め訴えを提起し、~~立退料~~訴状に記載の通り、立退料に相当する補償が必要と考へ、1200万円の支払いと引換えに本件建物^の賃貸借部分についての明渡しを求めた。

もつとも、裁判所は、立退料について2000万円を命じ、その額の支払いと引換えで本件建物部分^の明渡しを命じ、それが妥当との心証に至った。

また、この判決は、処分格主義(民事訴訟法246条(以下、項名省略))に反し、許さないとした。

(1) 処分格主義は、当事者の私的自治の観点から、申立事項を当事者の事務とし、裁判所は、~~立退料~~当事者の中に立てた事項について判断をしないとする。

処分格主義の趣旨は、①原告の合理的志意の尊重及び②被告の不法行為の防止にある。このため、裁判所の判断が、この趣旨に反しない限りは、裁判所は、~~容~~処分格主義に反しないと解釈される。

(2) 本件を本件についてみるに、~~本~~本件建物は、昭和初期に、一時仮設的に木造銅板葺きとして急造したものであつて、すでに耐用年数も過ぎ、腐朽破損が甚だしい状態にある。そして、最近インバウンドの需要もあり、地価が暴騰していることから、本件契約に付随料を得る程度ではXとしては採算が合わない。この背景があり、XはYに対して、本件訴訟を提起していることから、多少立退料を払うとしても、本件賃貸部分の明渡しを

裁判17
8110212
81129
裁判17
8110212
一部認容判決
8110212
81129

求めたこと原告であるXの合理的意見であるから、2000万円を立退料として、原告の合理的意見を尊重していい(①充足)。これ、被告であるYは、

原告の合理的意見について記載が足りる

不審77防衛について記載が足りる

Xが主張している立退料がXの正当な利益を支払うに足りるから、被告の防御権を超えてるものではないから被告の不意打ちにはならない(②充足)。

(3) 従って、裁判所の2万円判決は、処分権主義に反しない。

3. よって、裁判所は立退料12万の正当性を補充が必要である。その金額は2000万円であるとして、その支払いと引き換えに本件建物部分の明渡しを命じる判決をすることは許される。

第2 問い2 について。

1. 本問も第1と同様、裁判所の判断が処分権主義に違反し、認められないのはないかが問題となる。

2. 前述の第1. 1. の述べた基準によれば、本問について判断する。

3. Xが、甲立時点において自分が支払うべき立退料は1200万円としていることから、その額より最低でも800万円の支払いと引き換えに本件建物部分の明渡しを受けることができるとは、~~原告~~^Xにとって利益であり、

被告の合理的意見にかたう。しかし、Yとしては、Xが

甲立した額を基礎とし、それより多くの立退料の支払いを求め、更には、原告の明渡しを強制するお金の攻撃防御しているものになって、1200万円を下回る額と引き換えに旨の判決は被告としては予定していない。その点、被告の不意打ちであるといえる(②充足)。

4. 従って、このように、裁判所の判断は処分権主義の趣旨に反することから安否でない。

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民事訴訟法			

5. よって、裁判所は、立退料に於ける正当事由の補充が
必要であり、その金額は ~~800万円~~ 800万円と認め、その
支払いとの引換給付に本件建物部分の明渡しを命令し
る判決をすることは許さなない。

5 第3. 問い3について

1. 前訴において立退料 2500万円と引換給付に本件建物
部分の明渡しを命じられ、Xは立退料を支払うつもり
であったが、YはXに対し、立退料の支払いを求め、
この請求は前訴判決の既判力により、認められ
ない。

2. 既判力(114条1項)とは、前訴の判決に於ける
争点の範囲に限り、後訴において争点とならない
事項については、既判力が及ぶ。すなわち、既判力は「主文に包含
される範囲」に限り、生じる。

15 1) 前訴の判決主文は、立退料 2500万円と引換給付に
本件建物部分を明け渡しせよとあり、引換給付
部分に既判力が生じ、~~YはXに立退料を支払う~~ ことはない。

20 2) 114条1項は、既判力を主文に包含される範囲に
限定し、無効な物束を主文に包含するものではない。
したがって、前訴の判決主文に「引換給付」とある
ことは、本件建物部分の明け渡しを命ずるものである。
よって、前訴の判決主文に「引換給付」とあることは、
本件建物部分の明け渡しを命ずるものである。

25 3) 前訴の判決主文は、立退料 2500万円と引換給付に
本件建物部分を明け渡しせよとあり、引換給付
部分に既判力が生じ、~~YはXに立退料を支払う~~ ことはない。

4) 従って、引換給付部分については既判力が生じない。

3 ページ

裏面へ

3. もいし、YがXに対し立退料の支払いを求め訴訟を
は、既判力の趣旨を再々~~再々~~裁判の不当な点し返し
ておとし、信義則により~~再々~~遮断せよといふ。

既判力の趣旨に
ない、Yは立退料の
支払いを請求するが
本問題からいって

5 4. 信義則^{の遮断}により~~再々~~否かは、裁判の不当な点し返し
判力の趣旨に反しないか否かに依る。具体的には、前訴の
~~時の事情と前訴~~ 判決までの事情とそれ以後の事情
を鑑み、~~再々~~後訴の訴えの提起を許すこと
が不当な点し返しといふ場合には、~~再々~~信義則に
よる遮断を認めると解すべきである。

10 1. 争点を本件についてみるに、前訴判決までの事情におい
ては、本件建物^{より、Xは建物を返却するべきである}の地位が高騰し、~~再々~~前訴判決後、
ばうに需要の増減から地位の著しい減少、そして最
の悪化という事情があり、Xは、支払~~の請求~~するつもりは
ないとしている。この点では、立退料について~~再々~~既判力
15 が働かないから、Yが立退料の支払いを求め、これを
ておとしは~~再々~~不当でない。

2. 従って、YがXに対し立退料の支払いを求め
訴訟は信義則により~~再々~~遮断せよといふ。

4. よって、Yの請求は認めらるる。

以上

客観的にみれば、

設問1、2にいう原告の合理的意見、被告に不意打を食わす
について記載されている。その点からいって

この判子が預けられている。

(+) 予

4 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

